

ご加入者様へ

回覧・掲示

保険証が使えるのは



退職日まで!!

「えっ!? 退職したら保険証って使用できないの?」

お持ちの保険証は、**退職後**、扶養家族であるご家族を含め使用できません。または、ご家族が就職等によりご自身で健康保険の資格を取得した場合、扶養を外れた日より使用できません。

保険証は退職時に勤務先ご担当者様へ**返却**してください。

扶養家族分も交付を受けている場合は一緒に**返却**をお願いします。

手元にあったので「つい」保険証を使用してしまった結果、高額な医療費の返還請求や返還後、次の保険者への請求手続き等に困惑する加入者様が増えています。

退職後に使用できない
保険証を使うと・・・。

退職やご家族が扶養を外れる等、協会けんぽの資格を喪失された後に、その保険証を病院等で誤って使用した場合は、後日「自己負担額を除いた医療費(7～8割)」を**返還**していただくことになります。

現在、受診中の病院がある
場合は・・・。

健康保険が切り替わったことを、病院の窓口**申し出て**、新しい保険証を提示して受診してください。まだ、新しい保険証が手元に届いていない場合は、その旨を病院の窓口に伝え、指示に従ってください。

保険証の有効期間にご注意ください。(保険証が使えなくなるとき)

【被保険者が退職した日の**翌日**から】 【被保険者が非常勤になった日から】

【就職等により被扶養者でなくなった日から】 【75歳になった日から】



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

退職時に知っておきたい保険証のこと

保険証返却のお願い

加入者様がご退職等された際、または、ご家族が扶養を外れる等、健康保険の加入要件に満たさなくなった際、事業所の健康保険事務ご担当者より日本年金機構へ「健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届」をご提出されるのですが、喪失届には健康保険証を添付することが法令により定められております。

退職時には、事業所の健康保険事務ご担当者様へ、速やかに返却していただくようお願いいたします。

被保険者

事業所 担当者

年金事務所

協会けんぽ



勤務先、事業所の
健康保険事務ご担当者
に速やかに返却しましょう



退職後の健康保険加入のご案内

加 入 先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の被扶養者
手続き先	お住まいの市区町村 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください	退職日までに被保険者期間が 継続して2か月以上 あること 退職日等の翌日から 20日以内 に申出書を提出(必着)すること	ご家族が加入されている 健康保険の扶養認定条件 を満たす必要があります ご家族の勤務先にお問い 合わせください
保 険 料	加入する世帯の人数や前 年の所得等で決まります ※お住まいの市区町村により 保険料額が異なります ※離職理由(倒産・解雇等) により保険料が減免される 場合があります	退職前に控除されていた健康保 険料を 2倍 した額になります (上限あり) ※お住まいの都道府県支部と 退職前に加入していた支部が 異なるときは、2倍とならない 場合があります	被扶養者分の保険料負担 はありません

